

## 労働者派遣法に基づく情報の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

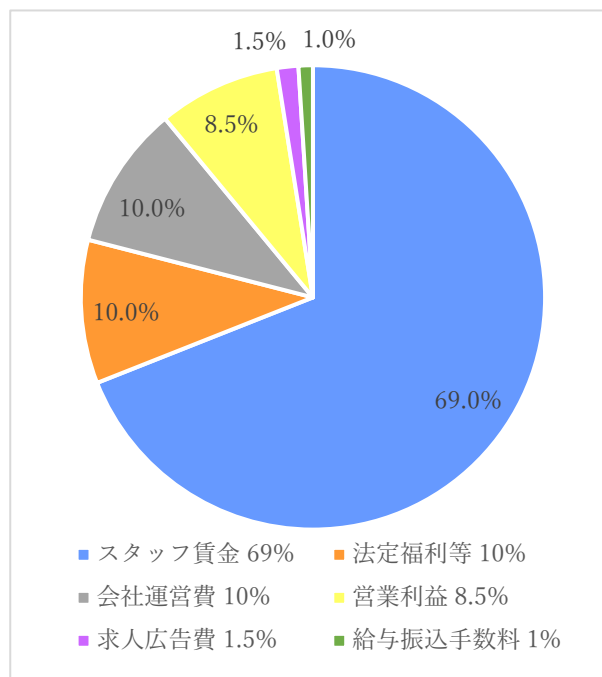
派遣労働者の数	40 人
派遣先の数	14 社
マージン率	31%
教育訓練に関する事項	個人情報保護教育・安全衛生教育・マナー・接遇等
派遣料金の 1 人あたりの平均額	12,623 円（1 日 8 時間当たり換算）
派遣社員の賃金の平均	8,701 円（1 日 8 時間当たり換算）
労使協定締結の有無	有
上記労使協定の有効期限	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる範囲	全派遣労働者

令和 2 年 3 月末現在

料金総額の約 69%がスタッフの給与となり、項目の中で一番多くの割合を占めています。

サービス業を中心として派遣する弊社では、派遣労働者へ勤務条件を向上させるため、多様な給与支払い形態を採用し、給与支払い回数を増やしており、給与振込みにかかる振込手数料等の負担や社会保険などの法定福利、福利厚生などの会社負担で約 11%となります。

その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、それに係る営業経費、オフィス賃借料、募集求人広告費等をはじめとする事業運営に関する間接的な諸経費もかかることから、これらのすべてを差し引いた残り 8.5%程度が会社の営業利益となります。



株式会社 A-CAST

〒870-0035 大分市中央町 1-4-2 オフィスニューガイア TIC 大分 6F

TEL 097-540-6467 FAX 097-540-6468